

山形県津波浸水想定・被害想定検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 津波防災地域づくり法に基づき山形県が実施する津波浸水想定及び同想定による地震・津波被害想定に関して、専門的な見地から評価を行い、最新の科学的知見と県の地域特性を反映させるために、「山形県津波浸水想定・被害想定検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項についての評価を行う。

- (1) 津波浸水想定・被害想定調査（以下「調査」という。）の条件
- (2) 調査項目
- (3) 調査手法
- (4) 調査の進め方
- (5) 調査のとりまとめ
- (6) その他調査の実施について必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、別表の委員をもって充てる。

- 2 委員会に委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員の任期は、平成28年3月31日までとする。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、これを主宰する。

- 2 委員長は、必要に応じ委員以外の者の出席を要請し、意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、山形県環境エネルギー一部危機管理・くらし安心局危機管理課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年12月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表

山形県津波浸水想定・被害想定検討委員会委員名簿

所 属 ・ 役 職 名		氏 名	備考
学 識 経 験 者	東北大学 災害科学国際研究所長 教授	今 村 文 彦	
	鶴岡工業高等専門学校 教授	澤 祥	
	山形大学 理学部 教授	長谷見 晶 子	
	山形大学 地域教育文化学部 教授	八 木 浩 司	
行 政 関 係 者	山形地方気象台 台長	安久津 俊 幸	
	鶴岡市 危機管理監	長谷川 幸 吉	
	酒田市 危機管理監	桐 山 久 夫	
	遊佐町 総務課長	菅 原 聡	
	山形県 危機管理監	白 田 洋 一	
	山形県 県土整備部長	上 坂 克 巳	

※敬称略、学識経験者については五十音順。